令和２年度福島県公立小・中・義務教育学校

任期付職員募集のお知らせ

～　ふくしまで　子どもの夢を　あなたの夢を　かなえませんか　～

令和元年１２月１３日
福 島 県 教 育 委 員 会

１　「任期付職員」について

（１）「任期付職員」とは、福島県内の市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校で、令和２年４月１日以降「１年を超えて３年以内」の期間に、育児休業、育児短時間勤務、配偶者同行休業を行う教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、学校栄養職員の代替並びに学校事務職員、学校栄養職員においては定数内欠員補充として勤務する職員のことです。

（２）採用された方の１回の任期は、職員の育児休業、育児短時間勤務又は配偶者同行休業の取得期間とし、職員の育児休業、育児短時間勤務、又は配偶者同行休業の取得状況によっては、任期が変更される場合もあります。なお、最長期間は「３年」となります。

（３）学校事務職員、学校栄養職員における定数内欠員補充についても任用の最長期間は「３年」となります。

（４）採用候補者名簿の有効期間は、令和２年４月１日から名簿登載された方については、「令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間」となります。

２　募集する任期付職員の区分と人数

採用区分	育児休業、育児短時間勤務代替	配偶者同行休業代替	定数内欠員補充
講師（任期付）	１１５名程度		－
養護助教諭(任期付)	１５名程度		－
学校事務職員（任期付）	３０名程度		
学校栄養職員（任期付）	１０名程度		

※　「定数内欠員補充」とは、児童生徒数及び学級数の変動の可能性がある等の理由から正規職員を配置するのではなく補充職員を配置することです。

３　応募期間

令和元年１２月１６日（月）～令和２年１月３１日（金）

※ 締切日１／３１（金）の消印有効とします。

４　配置

勤務を希望される地区に配置します。なお、地区の実情によっては、任期付職員の職がない場合があります。

５　応募資格・要件

次の各号に掲げる全ての要件に該当する方

（１）地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条の欠格条項及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９条の欠格事由に該当しない方

（２）**講師（任期付）及び養護助教諭（任期付）**については、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）に規定する各相当の教諭免許状を有する方（臨時免許状を除く。）又は令和２年３月３１日までに取得見込みの方

（３）**学校栄養職員（任期付）**については、栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）に規定する栄養士の免許を有する方又は令和２年３月３１日までに取得見込みの方

（４）**学校事務職員（任期付）**については、高等学校若しくは特別支援学校高等部の卒業の資格を有する方又は令和２年３月３１日までに卒業見込みの方

（５）本県の市町村立学校における**再任用制度に該当しない方**

６　提出書類

（１）講師（任期付）、養護助教諭（任期付）

① 志願書・職歴(様式第１号及び第２号)

必ず写真を貼付し、正確に記入してください。

また、別紙「志願書の記入について」（説明資料２）、「職歴の記入について」（説明資料３）及び「職歴の記入例」（説明資料４）を参考に、正確に記入してください。

② 現在所有している教育職員免許状の表と裏の写し

○　教員免許更新制に伴い、令和２年３月３１日までに最初の修了確認期限を迎える該当者（平成２３～３１年の更新修了者も含む。）は、「更新講習修了確認証明書（注１）」（各都道府県教育委員会発行）の写しを添付してください。

注１：「免除」又は「延期」の手続きをされた方にあっては、当該証明書の写し

③ 教育職員免許状授与証明書（原本）※免許授与権者が福島県教育委員会以外の場合

○　令和２年度に初めて福島県の臨時的任用職員又は任期付職員を希望する方が提出してください。令和元年度までに臨時的任用職員として提出している方は提出の必要はありません。

※　②③について、免許状に記載されている氏名が旧姓のままの場合は、戸籍抄本を添付してください。なお、早期に申請し書換えすることをお勧めします。

④ 教育職員免許状取得見込証明書(様式第３号)(上記②③の提出ができない者に限る。)

○　教育職員免許状取得見込証明書について、指定の様式で発行できない場合はこれと同等の証明ができる様式で結構です。

（２）学校事務職員（任期付）、学校栄養職員（任期付）

① 志願書・職歴（様式第１号及び第２号）

上記、６（１）①と同様です。

② 学校事務職員（任期付）は、上記①と合わせて**別紙小論文「学校事務職員　小論文課題」を提出してください**。なお、氏名、小論文については、**必ず自筆で記入**してください。

③ 事務職員希望者は高等学校若しくは特別支援学校高等部の卒業証書の写し、又は卒業証明書（卒業見込み証明書）、栄養職員希望者は栄養士免許状の写し、又は免許状取得見込証明書

○　免許状に記載されている氏名が旧姓のままの場合は、戸籍抄本を添付してください。なお、早期に申請し書換えすることをお勧めします。
○　免許状取得見込証明書は、発行者が定める様式で結構です。

【留意点】　ア　全ての書類は、Ａ４判の用紙をお使いください。
イ　現在勤務している学校がある場合は、電話番号を必ず記入してください。
また、至急連絡の必要が生じた場合のため、携帯電話があればその電話番号も記入してください。
ウ　後日書類の不備等があった場合に対応できるように、用紙原本と記入後のコピーを各１部ずつ手元に置いてください。
エ　書類は①～④の順に重ね、角形２号の封筒に入れて提出してください。
なお、ホッチキスやクリップ留めはしないでください。
オ　書留又は簡易書留で郵送してください。また、表に「任期付職員志願書在中」と朱書きしてください。
※　書類不備の場合は受け付けられないことがありますので、事前に十分点検して提出してください。
※　**身体検査書（様式第４号）**は、提出先の教育事務所からの連絡を待って検査を受け、提出してください。検査を受ける病院の指定はありません。
教員採用試験第二次選考試験を受験するため身体検査書を提出した方は、その旨を申し出てください。

7　応募方法　　最寄りの教育事務所（１０　問合せ先参照）に、書留又は簡易書留にて郵送してください。また、表に「任期付職員志願書在中」と朱書きしてください。

8　選考試験
（1）試験の内容
①　一次試験
・講師、養護助教諭、学校栄養職員：書類選考（総合的な選考資料として用いる）
・学校事務職員：書類選考（総合的な選考資料として用いる）
小論文　（設定した評価基準に基づき、採点者が５０点満点で採点する）
【評価の観点】課題の理解、論述の仕方、表記　等
②　二次試験
面接（設定した評価基準に基づき、面接官がＡ～Ｅの５段階で評定する）
【評価の観点】専門性、使命感、倫理観　等
（2）合格者の発表
合格者は、選考試験後、受験者に連絡します。

（3）採用候補者名簿の登載
選考試験に合格した方は、「任期付職員採用候補者名簿」に登載され、当該名簿に登載された方の中から、育児休業、育児短時間勤務、又は配偶者同行休業の取得状況、学校事務職員、学校栄養職員においては、学校の定数内欠員の状況により採用します。
なお、職員の育児休業、育児短時間勤務、配偶者同行休業の取得状況、学校の定数内欠員の状況によっては採用されない場合もあります。

※　臨時的任用職員として採用される場合もあります。
※　任期付職員の登録・任用は、教員採用試験の受験を妨げるものではありません。

９　採用後の任用期間等
（１）任用期間
　任期付職員の任用期間は、原則として「１年を超えて３年以内」です。また、対象職員の育児休業、育児短時間勤務、配偶者同行休業の取得期間の範囲内で県教育委員会が必要と認める期間となります。
（２）給与
①　講師（任期付）、養護助教諭（任期付）の場合、職が「講師」又は「養護助教諭」となり、給料表は、小学校・中学校教育職給料表の「１級」が適用されます。
②　学校事務職員（任期付）の場合、職が「主事」となり、給料表は、事務職給料表の「１級」が適用されます。
③　学校栄養職員（任期付）の場合、職が「栄養技師」となり、給料表は、医療職給料表の「１級」が適用されます。
④　昇給は、昇給日前１年間の勤務成績に応じて行います。
⑤　任期の定めのない常勤職員と同様に、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。
　ただし、育児短時間勤務の代替職員には、扶養手当、住居手当等は、支給されません。
⑥　「福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例」の規定により、退職手当を支給します。

※　平成３１年４月１日現在の給料月額は、次表のとおりです。なお、学歴が次表よりも上位であったり、職歴がある場合には、その内容によって次表の月額よりも高い額に決定されます。
※　育児短時間勤務の代替となる場合、勤務時間は次表とは異なります。また、給料月額は、その勤務時間に応じた額が支給されます。

【市町村立学校職員の任期付職員の給料月額について】

区分試験	給料月額	給料決定上の学歴	勤務時間
講師・養護助教諭	２０万円程度 （経験年数等で異なります。）	大学卒	7時間45分
	１７万円程度 （経験年数等で異なります。）	短大卒	7時間45分

区分試験	給料月額	給料決定上の学歴	勤務時間
学校事務職員	１３万円程度 （経験年数等で異なります。）	高校卒	7時間45分
学校栄養職員	１５万円程度 （経験年数等で異なります。）	短大卒	7時間45分

（３）勤務時間・休暇
　任期付職員は、任期が定められていること以外、勤務時間及び休暇等については、任期の定めのない常勤職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されます。ただし、育児休業は取得できません。
（４）福利厚生
　任期付職員は、公立学校共済組合員、福島県教職員互助会会員となります。（育児短時間勤務補充の職員を除く。）

10　問合せ先

○　福島県教育庁義務教育課　任期付職員・臨時的任用職員採用担当
電話　０２４－５２１－７７６１
〒960-8688　福島市杉妻町２番１６号　福島県庁西庁舎９階

○　県北教育事務所　学校教育課　電話　０２４－５２１－２８１５
〒960-8670　福島市杉妻町２番１６号　福島県庁北庁舎１階

○　県中教育事務所　学校教育課　電話　０２４－９３５－１４８９
〒963-8540　郡山市麓山一丁目１番１号

○　県南教育事務所　学校教育課　電話　０２４８－２３－１６６５
〒961-0971　白河市昭和町２６９番地

○　会津教育事務所　学校教育課　電話　０２４２－２９－５４９１
〒965-8501　会津若松市追手町７番５号

○　南会津教育事務所　学校教育課　電話　０２４１－６２－５３６５
〒967-0004　南会津郡南会津町田島字根小屋甲４２７７番地の１

○　相双教育事務所　学校教育課　電話　０２４４－２６－１３１６
〒975-0031　南相馬市原町区錦町一丁目３０番地

○　いわき教育事務所　学校教育課　電話　０２４６－２４－６２１６
〒970-8026　いわき市平字梅本１５番地

応募にあたっては、このサイトに掲載している「説明資料２～４」に従って応募してください。

このサイトに掲載しているファイルは以下のとおりです。

＜説明資料＞

１「令和２年度福島県公立小・中・義務教育学校の臨時的任用職員・会計年度任用職員（非常勤職員）を希望する方へ」
２「志願書の記入について」
３「職歴の記入について」
４「職歴の記入例」
５「職務の級及び号給決定計算書の記入について」
６「職務の級及び号給決定計算書記入例

＜提出書類＞

様式第１号　「志願書(Excel)」、「志願書(pdf)」
様式第２号　「職歴(Excel)」、「職歴(pdf)」
様式第３号　「教育職員免許状取得見込証明書」
様式第４号　「身体検査書」
様式第５号　「職務の級及び号給決定計算書」（採用決定後に提出することになります）

＜小論文課題＞

別紙小論文　「学校事務職員（任期付）」